

九州大学附属図書館文献複写料金後納制度取扱細則

平成16年度九大細則第16号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和2年3月31日
(令和元年度九大細則第21号)

(趣旨)

第1条 九州大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）における文献複写料金後納制度（以下「後納制度」という。）の取扱いについては、この細則の定めるところによる。

2 後納制度は、別紙1に規定する図書館等を対象として実施するものとする。

(申請手続)

第2条 後納制度の適用を受けようとする図書館等の長は、所定の申請書により附属図書館長に申請するものとする。

2 附属図書館長は、前項の申請があった場合は、別紙2に規定する審査基準に基づき審査を行い、後納制度の適用が適当であると認めるときは、これを許可するものとする。

(申請許可の特例)

第3条 別紙1の7及び8に規定する図書館等のうち附属図書館長が認める機関に属するものについては、前条第2項に規定する審査及び許可を行ったものとみなす。

(遵守事項)

第4条 後納制度の適用の許可を受けた図書館等は、次の各号（前条に規定する機関にあつては、第1号から第4号）に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 文献複写料金及び支払方法等については、九州大学附属図書館文献複写規程（平成16年度九大規程第73号）及び本細則の規定によること。

(2) 料金の支払及び支払期限を厳守すること。

(3) 図書館等の長は、料金の未払及び支払の延滞に対し責任を負うこと。

(4) 延滞金については、国立大学法人九州大学債権管理細則（平成16年度九大細則第38号）の規定に基づき支払うものであること。

(5) 次に掲げる場合は、速やかに届け出ること。

イ 第2条第1項に規定する申請書の内容に変更があった場合

ロ 後納制度の適用を受ける必要性を認めない場合

ハ 当該図書館等が別紙2の審査基準に該当しなくなった場合

(料金の請求)

第5条 文献複写料金の請求は、毎月末に集計のうえ請求書を発行して行うものとする。

2 前項の規定により発行した請求書を受領した図書館等は、当該請求書に基づき速やかに支払わなければならない。

(許可の取消)

第6条 後納制度の適用を受けた図書館等が、第4条に規定する遵守事項に違背した場合は、当該許可を取り消すことができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大細則第40号）

この細則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（令和元年度九大細則第21号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別紙 1

附属図書館文献複写料金後納制度対象図書館等

附属図書館における「文献複写料金後納制度」の対象図書館等は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- 2 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体若しくは民法第34条に規定する法人が設置するものに限る。）
- 3 学術の研究を目的とする研究所又は試験所その他の施設で法令の規定によって設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する法人が設置するものに限る。）
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 5 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館
- 6 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第1条に規定する国立国会図書館
- 7 外国の政府又は地方公共団体が定める学校教育に関する法令の規定によって設置された学校によって設置された図書館及びこれに類する施設
- 8 外国の政府又は地方公共団体が設置した図書館
- 9 文部科学大臣が、小学校又は中学校若しくは高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設に設置された図書館及びこれに類する施設
- 10 前各号に掲げるもののほか、附属図書館長が特に必要と認める機関

別紙 2

附属図書館文献複写料金後納制度審査基準

- 1 別紙 1 に規定する附属図書館文献複写料金後納制度対象図書館等のいずれかに該当すること。
- 2 複写・相互貸借業務に国立情報学研究所目録所在情報サービスにおける図書館間相互貸借システム（NACSIS-ILL システム）を使用している機関であること。
- 3 申請図書館等（分館を含む。）が国立情報学研究所が実施する ILL 文献複写等料金相殺サービスに参加していないこと。